

育児休業制度等の相談は労働局へ

都道府県労働局では育児休業制度等に関する相談、会社とのトラブル解決支援に対応しています。ご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

※各都道府県労働局のお問い合わせ先は、右のQRコードから。



育児休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が育児休業をした場合、一定要件を満たせば、育児休業給付金が支給されます。

※お問い合わせは、最寄りのハローワークへ。



両立のヒントはこちら

育児休業制度特設サイト

厚労省 育児休業

検索



厚生労働省HP



育児特設サイト

先輩パパたちの声

育休を取得し、積極的に育児に参加するパパたちを紹介しています。育児参加に意欲を持ったパパたちは必見です。



イクメンプロジェクト

ご存知ですか!? 「子育てサポート企業」認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。子育てをサポートしている企業、続々増えてます!

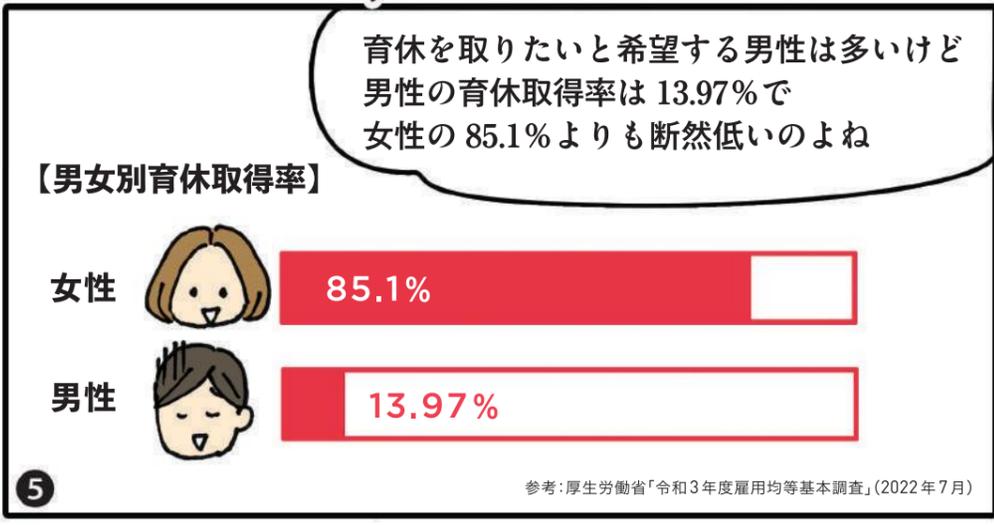


マンガでわかる! 育児休業制度



今回の改正の大きな目的は
男性の育休を取得しやすく
することよ!

育児をしたい
気持ちは
あるんだけど
何か月も仕事を
しないのは
やっぱり現実的
じゃなくて……

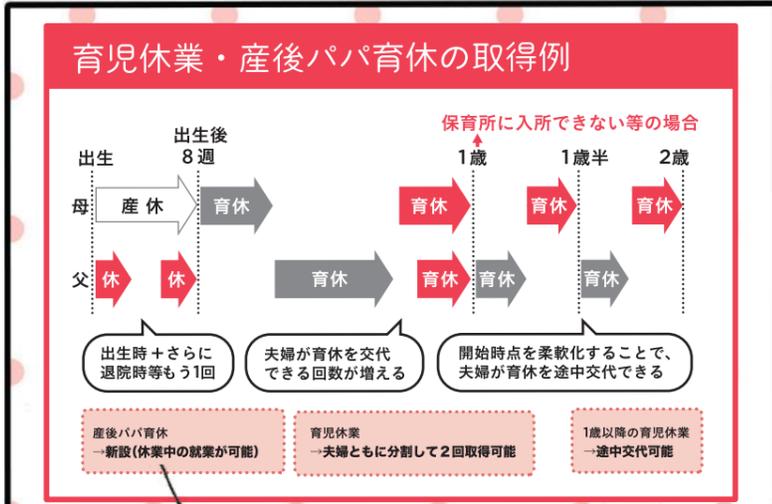


育休をした
気持ちは
あるんだけど
何か月も仕事を
しないのは
やっぱり現実的
じゃなくて……

そんなパパにぴったりな制度ができたの!
ズバリ「産後パパ育休」!
子どもが産まれてすぐの時期に
より育児に参加しやすいようにと
新設された制度なの

	産後パパ育休 (2022.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (2022.10.1~)	育児休業制度 (~2022.9.30)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで ^{※1}	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が 合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
育児休業給付	○	○	○

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。



たとえば分割できるようになった育休と
産後パパ育休を使えば
最大4回に分けて取得できるから
仕事の繁忙に合わせて休めるわ

おまけに
産後パパ育休中なら
休業中の就業が可能^{※2}なのよ

※2 労使協定を締結した場合に限り、労働者が合意した範囲で可能

育児の合間に必要な業務も
できるなら育休へのハードルは
だいぶ下がるんじゃない?

これなら
ずいぶん
取得しやすく
感じるね!

実はうちの会社
男性で育休取った人が
あまりなくて…
評価に響かないかと
心配なんだ

会社に妊娠の
報告はした?

育児休業の
説明と
休業取得の
意向確認が
あるはずだよ

それに育休を取ったことを
理由に評価を下げるのは
法律で禁止されているよ

もし困った
ことがあったら
すぐ労働局に
相談!

会社から労働者へ
周知しなければ
ならない事項

- 1 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- 2 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- 3 育児休業給付に関すること
- 4 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

個別周知・意向確認^{※3}の方法

- 1 面談
- 2 書面交付
- 3 FAX
- 4 電子メール等

(1はオンライン面談も可能。3・4は労働者が希望した場合のみ)

※3 個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、2022年10月1日から対象。

そうなんだ…!
育休の取得を
考えて
みようかな